|  |
| --- |
| 新旧対照表  ○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則 |

| 新 | | | | | | | | | | | | | 旧 | | | | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１条～第13条　（略） | | | | | | | | | | | | | 第１条～第13条　（略） | | | | | | | | | |
| （整備基準の適合状況等に関する情報の提供） | | | | | | | | | | | | |  | | | | | | | | | |
| 第14条　知事は、事業者からの申出があった場合には、当該事業者が設置し、又は管理する公共的施設に係る整備基準の適合状況等について、神奈川県のホームページへの掲載により県民に対して情報を提供し、当該情報を変更し、又は当該情報の提供を停止するものとする。 | | | | | | | | | | | | |  | | | | | | | | | |
| （特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの） | | | | | | | | | | | | | （特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの） | | | | | | | | | |
| 第15条　条例第29条第３号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の２に規定する児童心理治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。 | | | | | | | | | | | | | 第14条　条例第29条第３号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の５に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。 | | | | | | | | | |
| 第16条　（略） | | | | | | | | | | | | | 第15条　（略） | | | | | | | | | |
| 別表第１（第１条の２、第４条関係） | | | | | | | | | | | | | 別表第１（第１条の２、第４条関係） | | | | | | | | | |
|  | | 公共的施設 | | | 用途 | | | 指定施設の規模等 | |  | | | |  | | 公共的施設 | | | 用途 | | 指定施設の規模等 |  |
|  | | １～３（略） | | | （略） | | | （略） | |  | | | |  | | １～３（略） | | | （略） | | （略） |  |
|  | | ４　福祉施設 | | | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | | | 全てのもの | |  | | | |  | | ４　福祉施設 | | | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | | 全てのもの |  |
|  | |  | | | (１)～（６）　（略） | | |  | |  | | | |  | |  | | | (１)～（６）　（略） | |  |  |
|  | |  | | | (７)　母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第１項に規定する母子健康包括支援センター | | |  | |  | | | |  | |  | | | (７)　母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第２項に規定する母子健康センター | |  |  |
|  | |  | | | (８)～（11）　（略） | | |  | |  | | | |  | |  | | | (８)～（11）　（略） | |  |  |
|  | | ５　商業施設 | | | (１)　公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | | | （略） | |  | | | |  | | ５　商業施設 | | | (１)　公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | | （略） |  |
|  | |  | | | ア　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第３項に規定するガス小売事業者の事務所 | | |  | |  | | | |  | |  | | | ア　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第２項に規定する一般ガス事業者の事務所 | |  |  |
|  | |  | | | イ　（略） | | |  | |  | | | |  | |  | | | イ　（略） | |  |  |
|  | |  | | | ウ　（略） | | |  | |  | | | |  | |  | | | ウ　（略） | |  |  |
|  | |  | | | (２)・(３)　（略） | | |  | |  | | | |  | |  | | | (２)・(３)　（略） | |  |  |
|  | | ６～18（略） | | | （略） | | | （略） | |  | | | |  | | ６～18（略） | | | （略） | | （略） |  |
| 備考　（略） | | | | | | | | | | | | | | 備考　（略） | | | | | | | | |  |
| 別表第２（第２条関係） | | | | | | | | | | | | | | | 別表第２（第２条関係） | | | | | | | |
| １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | | | | | | | | | | | | | | | １　公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準 | | | | | | | |
|  | | | | 整備項目 | | | 整備基準 | | | | |  | | |  | | | 整備項目 | | 整備基準 | |  |
|  | | | | １　敷地内通路等 | | | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の２の項(３)に掲げる動物園等にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | １　敷地内通路等 | | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の２の項(３)の項に掲げる動物園等にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア・イ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア・イ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 | |  |
|  | | | |  | | | (ア)　 勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (ア)　こう配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の１を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | (イ) （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (イ) 　（略） | |  |
|  | | | |  | | | (２)　道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ１以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(１)に定めるほか、次に掲げるものであること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ１以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(１)に定めるほか、次に掲げるものであること。 | |  |
|  | | | |  | | | ア　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア　（略） | |  |
|  | | | |  | | | イ　階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は７の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第２項第６号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | イ　階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は７の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第18条第２項第６号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 | |  |
|  | | | |  | | | (ア)　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | (ア)　 （略） | |  |
|  | | | |  | | | (イ)　 勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないこと。 | | | | |  | | |  | | |  | | (イ)　こう配は、12分の１を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、８分の１を超えないこと。 | |  |
|  | | | |  | | | (ウ)　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (ウ)　高さが75センチメートルを超えるもの（こう配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | エ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | エ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | オ　排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | オ　排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車いすのキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | (３)　別表第１の２の項(３)に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ１以上の出入口及び主要な敷地内の通路は、別表第２の４の表１の項、２の項及び９の項(１)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。 | | | | |  | | |  | | |  | | (３)　 別表第１の２の項(３)の項に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ１以上の出入口及び主要な敷地内の通路は、別表第２の４の表１の項、２の項及び９の項(１)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。 | |  |
|  | | | | ２　傾斜路 | | | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | | | | |  | | |  | | | ２　傾斜路 | | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | | | |  | | | (１) （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (１) （略） | |  |
|  | | | |  | | | (２)　縦断勾配は、12分の１を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、８分の１を超えないこと。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　縦断こう配は、12分の１を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、８分の１を超えないこと。 | |  |
|  | | | |  | | | (３)～(７)　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | (３)～(７)　（略） | |  |
|  | | | |  | | | (８)　傾斜路の端部は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (８)　傾斜路の端部は、車いすの転回に支障がない構造とすること。 | |  |
|  | | | | ３　駐車場 | | | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を１（駐車台数の合計が100台を超えるときは、駐車台数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表の９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | ３　駐車場 | | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）を１（駐車台数の合計が100台を超えるときは、駐車台数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表の９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | (１)　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | (１)　（略） | |  |
|  | | | |  | | | (２)　駐車場の出入口又は４の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画から４の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、１以上の通路は、１の項(２)に定める構造とすること。ただし、別表第１の２の項(３)に掲げる動物園等にあっては、車椅子使用者用駐車区画から１の項(３)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は４の項に定める構造の出入口等に至る通路は、１の項(３)に定める構造とすること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　駐車場の出入口又は４の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画から４の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、１以上の通路は、１の項(２)に定める構造とすること。ただし、別表第１の２の項(３)の項に掲げる動物園等にあっては、車いす使用者用駐車区画から１の項(３)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は４の項に定める構造の出入口等に至る通路は、１の項(３)に定める構造とすること。 | |  |
|  | | | | ４　出入口又は改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。） | | | (１)　（略）  (２)　屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(１)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第１の３の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の５の項(３)に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | ４　出入口又は　改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。） | | (１)　（略）  (２)　屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等　を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(１)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第１の３の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の５の項(３)の項に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | | ５　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。） | | | (１)　（略） | | | | |  | | |  | | | ５　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。） | | (１)　（略） | |  |
|  | | | | (２)　主たる経路を構成する廊下等（７の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、(１)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | (２)　主たる経路を構成する廊下等（７の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、(１)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア・イ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア・イ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | ウ　端部は、車椅子の転回に支障がない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ウ　端部は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | エ・オ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | エ・オ　（略） | |  |
|  | | | | ６　（略） | | | （略） | | | | |  | | |  | | | ６　（略） | | （略） | |  |
|  | | | | ７　エレベーター | | | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第１の８の項、９の項、16の項及び18の項（８の項、９の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、４階以上の階を有するものに限る。）にあっては、籠が当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを１以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講ずる場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | ７　エレベーター | | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第１の８の項、９の項、16の項及び18の項（８の項、９の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、４階以上の階を有するものに限る。）にあっては、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを１以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講じる場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア　籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ア　かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 | |  |
|  | | | |  | | | イ　籠の内のり幅は140センチメートル以上とし、籠の内のり奥行きは135センチメートル以上とし、及び籠の構造は車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第１の８の項、９の項、16の項及び18の項（８の項、９の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠を設ける場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | イ　かごの内のり幅は140センチメートル以上とし、かごの内のり奥行きは135センチメートル以上とし、及びかごの構造は車いすの転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第１の８の項、９の項、16の項及び18の項（８の項、９の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車いす使用者が乗降できる構造のかごを設ける場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ウ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ウ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | エ　籠内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | エ　かご内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。 | |  |
|  | | | |  | | | オ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | オ　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | カ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 | | | | |  | | |  | | |  | | カ　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 | |  |
|  | | | |  | | | キ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | キ　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | ク　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ク　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | ケ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ケ　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | コ　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | コ　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | サ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | サ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | (２)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(１)に該当する施設を除く。）にあっては、籠が当該階に停止する(１)に定める構造のエレベーターを１以上設けるよう努めること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる４の項(１)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(１)に該当する施設を除く。）にあっては、かごが当該階に停止する(１)に定める構造のエレベーターを１以上設けるよう努めること。 | |  |
|  | | | | ８　便所 | | | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く）は、誰もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車椅子使用者用便房（車椅子使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上（幼稚園及び保育所にあっては、当該車椅子使用者用便房を１以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | ８　便所 | | (１)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を１以上設けた便所を１以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車いす使用者用便房（政令第14条第１項第１号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ１以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア～エ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア～エ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | オ　乳幼児用のベッド及び椅子を設置するよう努めること。 | | | | |  | | |  | | |  | | オ　乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。 | |  |
|  | | | |  | | | カ　車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | カ　車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。 | |  |
|  | | | |  | | | キ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | キ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | ク　障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | ケ　出入口には、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ケ　出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。 | |  |
|  | | | |  | | | (２)　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　（略） | |  |
|  | | | | ９　浴室、シャワー室等 | | | 別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、４の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 | | | | |  | | |  | | | ９　浴室、シャワー室等 | | 別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）、４の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | (１)・(２)　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (１)・(２)　 （略） | |  |
|  | | | |  | | | (３)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (３)　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | |  |
|  | | | |  | | | (４)　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (４)　 （略） | |  |
|  | | | | 10　客室 | | | 別表第１の４の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を１（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 | | | | |  | | |  | | | 10　客室 | | 別表第１の４の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を１（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の１を乗じて得た数、ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | (１)～(３)　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (１)～(３)　 （略） | |  |
|  | | | |  | | | (４)　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (４)　車いす使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。 | |  |
|  | | | |  | | | (５)　ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (５)　ベッドを設ける場合は、車いすの座面の高さと同程度の高さを確保すること。 | |  |
|  | | | |  | | | (６)　便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の４の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第１の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | (６)　便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第１の４の項に掲げる公共的施設において客室の外部にみんなのトイレを設ける場合及び別表第１の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 | |  |
| ア　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。 | | | | | ア　便所内に車いす使用者用便房を設けること。 | |
| イ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。  (ア)・(イ)　（略） | | | | | イ　車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。  (ア)・(イ)　（略） | |
|  | | | |  | | | (７)　浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等（次に掲げるものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | (７)　浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等（次に掲げるものに限る。）が１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けられている場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア　（略） | |  |
|  | | | |  | | | イ　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | | | | |  | | |  | | |  | | イ　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | |  |
|  | | | |  | | | ウ・エ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ウ・エ　（略） | |  |
|  | | | | 11　客席及び舞台 | | | 別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | | | | |  | | |  | | | 11　客席及び舞台 | | 別表第１の１の項、２の項、４の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | | | |  | | | (１)　次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を２（客席数の合計が500席を超えるときは、客席数の合計に200分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (１)　次に定める構造の車いすで利用できる席（以下「車いす使用者用客席」という。）を２（客席数の合計が500席を超えるときは、客席数の合計に200分の１を乗じて得た数。ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | ア・イ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア・イ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | ウ　車椅子使用者用客席に至る通路は、５の項(２)アからウまでに定める構造とすること。 | | | | |  | | |  | | |  | | ウ　車いす使用者用客席に至る通路は、５の項(２)アからウまでに定める構造とすること。 | |  |
|  | | | |  | | | (２)　障害者等が支障なく客席又は舞台袖口から舞台に上がることができるような経路をそれぞれ１以上確保すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　障害者等が支障なく客席又は舞台そで口から舞台に上がることができるような経路をそれぞれ１以上確保すること。 | |  |
|  | | | | 12　標識及び案内設備 | | | (１)　障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | 12　標識及び案内設備 | | (１)　障害者等が円滑に利用できるように、車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | (２)　障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア　建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(２)において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | ア　建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(２)において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | イ　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | イ　（略） | |  |
|  | | | |  | | | (３)　 (１)及び(２)に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | (３)　 (１)及び(２)に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。 | |  |
|  | | | | 13　 （略） | | | （略） | | | | |  | | |  | | | 13　 （略） | | （略） | |  |
|  | | | | 14　カウンター及び記載台又は公衆電話台 | | | カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造のカウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ１以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設及び別表第１の８の項に掲げる共同住宅にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | 14　カウンター及び記載台又は公衆電話台 | | カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造のカウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ１以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設及び別表第１の８の項に掲げる共同住宅にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | | (１)　カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 | | | | |  | | |  | | | (１)　カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 | |  |
|  | | | |  | | | (２)　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　 （略） | |  |
|  | | | | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | | (１)　道等から12の項(２)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | 15　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | (１)　道等から12の項(２)イに定める構造の設備又は案内所までの経路（駐車場から４の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。）は、そのうち１以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項から９の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | | ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内の経路及び用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | | ア　視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | イ　経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 | | | | |  | | |  | | |  | | イ　経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 | |  |
|  | | | |  | | | (ア)　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (ア) 　（略） | |  |
|  | | | |  | | | (イ)　段がある部分又は傾斜（勾配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する部分 | | | | |  | | |  | | |  | | (イ)　段がある部分又は傾斜（こう配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する部分 | |  |
|  | | | |  | | | (２)　次の場所（別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあっては、ア（６の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | | | | |  | | |  | | |  | | (２)　次の場所（別表第１の８の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅（小規模共同住宅を除く。）にあっては、ア（６の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。）及びエに掲げる場所に限る。）は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第１の７の項、８の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、９の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 | |  |
|  | | | |  | | | ア　（略） | | | | |  | | |  | | |  | | ア　（略） | |  |
|  | | | |  | | | イ　２の項に定める構造の傾斜路の傾斜（勾配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。） | | | | |  | | |  | | |  | | イ　２の項に定める構造の傾斜路の傾斜（こう配が20分の１を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、こう配が12分の１を超えないものを除く。）がある部分の上端に近接する踊場の部分（駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。） | |  |
|  | | | |  | | | ウ～オ　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | ウ～オ　 （略） | |  |
|  | | | |  | | | (３)～(５)　 （略） | | | | |  | | |  | | |  | | (３)～(５)　 （略） | |  |
|  | | | | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。  (１)　別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。  (２)～(４)　（略） | | | | |  | | |  | | | 16　聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 | | 聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。  (１)　別表第１の３の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び５の項（(１)又は(２)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設において、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼び出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を１以上の窓口等に設けること。  (２)～(４)　（略） | |  |
|  | | | | 17　（略） | | | （略） | | | | |  | | |  | | | 17　（略） | | （略） | |  |
| 備考　（略） | | | | | | | | | | | | | | | 備考　（略） | | | | | | | |
| ２　公共交通機関の施設に関する整備基準 | | | | | | | | | | | | | | | ２　公共交通機関の施設に関する整備基準 | | | | | | | |
|  | | | 整備項目 | | | 整備基準 | | | | |  | | | |  | | 整備項目 | | | 整備基準 | |  |
|  | | | １　障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動等円滑化された経路」という。） | | | 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに１以上設けること。 | | | | |  | | | |  | | １　障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動等円滑化された経路」という。） | | | 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに１以上設けること。 | |  |
|  | | | (１)・(２)　（略） | | | | |  | | | |  | | (１)・(２)　（略） | |  |
|  | | |  | | | (３)　移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (３)　移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | | |  | | | ア　有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。 | | | | |  | | | |  | |  | | | ア　有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。 | |  |
|  | | |  | | | イ～オ　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | イ～オ　（略） | |  |
|  | | |  | | | (４)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (４)　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | | |  | | | ア　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | ア　かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 | |  |
|  | | |  | | | イ　籠の内のり幅は140センチメートル以上であり、内のり奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 | | | | |  | | | |  | |  | | | イ　かごの内のり幅は140センチメートル以上であり、内のり奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 | |  |
|  | | |  | | | ウ　籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。 | | | | |  | | | |  | |  | | | ウ　かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | |  | | | エ　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | エ　かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 | |  |
|  | | |  | | | オ　籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | オ　かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。 | |  |
|  | | |  | | | カ　籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | カ　かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 | |  |
|  | | |  | | | キ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | キ　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。 | |  |
|  | | |  | | | ク　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | ク　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 | |  |
|  | | |  | | | ケ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | ケ　かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。 | |  |
|  | | |  | | | コ　籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち、それぞれ１以上は、点字が貼り付けられていること等により、視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | コ　かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち、それぞれ１以上は、点字がはり付けられていること等により、視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。 | |  |
|  | | |  | | | サ　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | サ　（略） | |  |
|  | | |  | | | シ　乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が２のみである場合は、この限りでない。 | | | | |  | | | |  | |  | | | シ　乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が２のみである場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | |  | | | (５)　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | (５)　（略） | |  |
|  | | | ２　（略） | | | （略） | | | | |  | | | |  | | ２　（略） | | | （略） | |  |
|  | | | ３　プラットホーム等 | | | プラットホーム等は、次に定める構造とすること。 | | | | |  | | | |  | | ３　プラットホーム等 | | | プラットホーム等は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | | | (１)　（略） | | | | |  | | | |  | | (１)　（略） | |  |
|  | | | (２)　次に定める設備が設けられていること。 | | | | |  | | | |  | | (２)　次に定める設備が設けられていること。 | |  |
|  | | |  | | | ア　発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備） | | | | |  | | | |  | |  | | | ア　発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備） | |  |
|  | | |  | | | イ　アに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備 | | | | |  | | | |  | |  | | | イ　アに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備 | |  |
|  | | |  | | | (３)　プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (３)　プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | |  | | | (４)　列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (４)　列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | |  | | | (５)　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | (５)　（略） | |  |
|  | | | ４　便所 | | | 利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 | | | | |  | | | |  | | ４　便所 | | | 利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を１以上（男女用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 | |  |
|  | | |  | | | (１)　車椅子使用者用便房を１以上設けること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (１)　車いす使用者をはじめ、障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を１以上設けること。 | |  |
|  | | |  | | | (２)　便所及び車椅子使用者用便房の出入口は、別表第２の１の表４の項(２)に定める構造とすること。ただし、同表の１の表４の項(１)イについては、同表の１の表２の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (２)　便所及び車いす使用者用便房の出入口は、別表第２の１の表４の項(２)に定める構造とすること。ただし、同表の１の表４の項(１)イについては、同表の１の表２の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 | |  |
|  | | |  | | | (３)～(６) 　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | (３)～(６) 　（略） | |  |
|  | | |  | | | (７)　便所の出入口には、車椅子使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。 | | | | |  | | | |  | |  | | | (７)　便所の出入口には、車いす使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。 | |  |
|  | | | ５　案内標示 | | | (１)～(４)　（略）  (５)　(４)の案内板その他の設備は、別表第２の１の表12の項(３)に定める構造とすること。  (６)　（略） | | | | |  | | | |  | | ５　案内標示 | | | (１)～(４)　（略）  (５)　(４)の案内板は、別表第２の１の表12の項(３)に定める構造とすること。  (６)　（略） | |  |
|  | | | ６　乗車券等販売所、案内所等 | | | (１)　券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ１以上設けること。 | | | | |  | | | |  | | ６　乗車券等販売所、案内所等 | | | (１)　券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ１以上設けること。 | |  |
|  | | | ア　券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 | | | | |  | | | |  | | ア　券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車いす使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。 | |  |
|  | | |  | | | イ　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | イ　（略） | |  |
|  | | |  | | | (２)・(３) 　（略） | | | | |  | | | |  | |  | | | (２)・(３) 　（略） | |  |
| ３　道路に関する整備基準 | | | | | | | | | | | | | | | ３　道路に関する整備基準 | | | | | | | |
|  | 整備項目 | | | | | 整備基準 | | |  | | | | | |  | 整備項目 | | | | 整備基準 | |  |
|  | １　歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。） | | | | | 歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | | |  | | | | | |  | １　歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。） | | | | 歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | (１) （略） | | |  | | | | | |  | (１) （略） | |  |
|  | (２)　歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、２パーセント以下とすること。 | | |  | | | | | |  | (２)　歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断こう配は、２パーセント以下とすること。 | |  |
|  | (３)　歩道等のすりつけ勾配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。 | | |  | | | | | |  | (３)　歩道等のすりつけこう配は、５パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。 | |  |
|  | (４)　歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 | | |  | | | | | |  | (４)　歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | ア　車道との境界部分の段差は、２センチメートルを標準とし、かつ、車椅子使用者の通行に支障がない構造とすること。 | | |  | | | | | |  | ア　車道との境界部分の段差は、２センチメートルを標準とし、かつ、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。 | |  |
|  |  | | | | | イ　（略） | | |  | | | | | |  |  | | | | イ　（略） | |  |
|  |  | | | | | (５)・(６)　（略） | | |  | | | | | |  |  | | | | (５)・(６)　（略） | |  |
|  |  | | | | | (７)　排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 | | |  | | | | | |  |  | | | | (７)　排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 | |  |
|  | ２　横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。） | | | | | 障害者等の移動の円滑化のために立体横断施設が必要であると認められる場合は、次に定める構造とすること。 | | |  | | | | | |  | ２　横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。） | | | | 障害者等の移動の円滑化のために立体横断施設が必要であると認められる場合は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | (１)～(３)　（略） | | |  | | | | | |  | (１)～(３)　（略） | |  |
|  | (４)　車椅子使用者に配慮したエレベーター又は適切に踊場を設けた傾斜路を設けるよう努めること。 | | |  | | | | | |  | (４)　車いす使用者に配慮したエレベーター又は適切に踊場を設けた傾斜路を設けるよう努めること。 | |  |
|  | ３・４　（略） | | | | | （略） | | |  | | | | | |  | ３・４　（略） | | | | （略） | |  |
| ４　公園に関する整備基準 | | | | | | | | | | | | | | | ４　公園に関する整備基準 | | | | | | | |
|  | | 整備項目 | | | | | 整備基準 | | |  | | | | |  | | 整備項目 | | | 整備基準 | |  |
|  | | １　出入口 | | | | | 敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ１以上設けること。 | | |  | | | | |  | | １　出入口 | | | 敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ１以上設けること。 | |  |
|  | |  | | | | | (１)～(３)　 （略） | | |  | | | | |  | |  | | | (１)～(３)　 （略） | |  |
|  | |  | | | | | (４)　車止めの柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90センチメートルを標準とすること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (４)　車止めのさくを設ける場合は、さくとさくの間隔は、90センチメートルを標準とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | (５) 　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (５) 　（略） | |  |
|  | | ２　園路 | | | | | (１)　主要な園路は、次に定める構造とすること。 | | |  | | | | |  | | ２　園路 | | | (１)　主要な園路は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | ア　有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 | | |  | | | | |  | |  | | | ア　有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 | |  |
|  | |  | | | | | イ　縦断勾配は、４パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。 | | |  | | | | |  | |  | | | イ　縦断こう配は、４パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、８パーセント以下とすることができる。 | |  |
|  | |  | | | | | ウ　３パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障がない退避スペースを設置すること。 | | |  | | | | |  | |  | | | ウ　３パーセント以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。 | |  |
|  | |  | | | | | エ　横断勾配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。 | | |  | | | | |  | |  | | | エ　横断こう配は、１パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、２パーセント以下とすることができる。 | |  |
|  | |  | | | | | オ～ク　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | オ～ク　（略） | |  |
|  | |  | | | | | ケ　縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は２センチメートル以下、すりつけ勾配は８パーセント以下とすること。 | | |  | | | | |  | |  | | | ケ　縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は２センチメートル以下、すりつけこう配は８パーセント以下とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | コ　排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 | | |  | | | | |  | |  | | | コ　排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 | |  |
|  | |  | | | | | (２)　障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (２)　障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 | |  |
|  | | ３　階段 | | | | | 利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | | |  | | | | |  | | ３　階段 | | | 利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | (１)・(２)　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (１)・(２)　（略） | |  |
|  | |  | | | | | (３)　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (３)　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。 | |  |
|  | |  | | | | | (４)～(７) 　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (４)～(７) 　（略） | |  |
|  | | ４　傾斜路 | | | | | 利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | | |  | | | | |  | | ４　傾斜路 | | | 利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | (１) 　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (１) 　（略） | |  |
|  | |  | | | | | (２)　縦断勾配は、８パーセント以下とすること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (２)　縦断こう配は、８パーセント以下とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | (３)　横断勾配は、設けないこと。 | | |  | | | | |  | |  | | | (３)　横断こう配は、設けないこと。 | |  |
|  | |  | | | | | (４)～(７) 　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (４)～(７) 　（略） | |  |
|  | | ５　便所 | | | | | (１)・(２)　（略） | | |  | | | | |  | | ５　便所 | | | (１)・(２)　（略） | |  |
|  | |  | | | | | (３)　(２)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとすること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (３)　(２)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとすること。 | |  |
|  | |  | | | | | ア　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 | | |  | | | | |  | |  | | | ア　出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 | |  |
|  | |  | | | | | (ア)　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (ア)　（略） | |  |
|  | |  | | | | | (イ)　(ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 | | |  | | | | |  | |  | | | (イ)　(ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 | |  |
|  | |  | | | | | (ウ)～(オ)　 （略） | | |  | | | | |  | |  | | | (ウ)～(オ)　 （略） | |  |
|  | |  | | | | | イ　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 | | |  | | | | |  | |  | | | イ　車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 | |  |
|  | |  | | | | | (４)　(２)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (４)　(２)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | ア　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 | | |  | | | | |  | |  | | | ア　出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 | |  |
|  | |  | | | | | イ～エ　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | イ～エ　（略） | |  |
|  | |  | | | | | (５)　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (５)　（略） | |  |
|  | | ６　駐車場 | | | | | 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあっては、駐車台数の合計に１/50を乗じて得た数（ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げた数）以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に１/100を乗じて得た数（ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げた数）に２を加えた数以上を設けること。 | | |  | | | | |  | | ６　駐車場 | | | 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあっては、駐車台数の合計に１/50を乗じて得た数（ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げた数）以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に１/100を乗じて得た数（ただし、その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げた数）に２を加えた数以上を設けること。 | |  |
|  | |  | | | | | (１)　（略） | | |  | | | | |  | |  | | | (１)　（略） | |  |
|  | |  | | | | | (２)　２の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画へ通ずる園路は、２の項に定める構造とすること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (２)　２の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画へ通ずる園路は、２の項に定める構造とすること。 | |  |
|  | |  | | | | | (３)　車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。 | | |  | | | | |  | |  | | | (３)　車いす使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。 | |  |
|  | | ７～９　（略） | | | | | （略） | | |  | | | | |  | | ７～９　（略） | | | （略） | |  |
|  | | | | | | | | | | | | | | |  | | | | | | | |